

新旧対照表

○北海道青少年健全育成条例

新	旧
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第14条 この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第14条 この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(7) 略</p>	<p>(1)～(7) 略</p>
<p>2 この章において「青少年有害情報」、「携帯電話インターネット接続役務」、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」又は「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、それぞれ青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。第30条の2において「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項又は第7項から第10項までに規定する青少年有害情報、携帯電話インターネット接続役務、携帯電話インターネット接続役務提供事業者、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。</p>	<p>2 この章において「青少年有害情報」、「携帯電話インターネット接続役務」、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」又は「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、それぞれ青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。第30条の2第3項において「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項又は第7項から第10項までに規定する青少年有害情報、携帯電話インターネット接続役務、携帯電話インターネット接続役務提供事業者、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。</p>
<p><u>（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明書面の交付義務等）</u></p>	<p><u>（携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の確認、説明等）</u></p>
<p>第30条の2 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。第4項から第8項までにおいて同じ。）は、青少年又は保護者に対し、青少年インターネット環境整備法第14条の規定による説明をするときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3項において同じ。）を含む。次項から第5項までにおいて同じ。）を交付しなければならない。</u></p>	<p>第30条の2 <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供をする契約（以下この条において「携帯電話インターネット接続契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末（次項において「携帯電話端末等」という。）の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。</u></p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>2 <u>前項の場合において、携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続契約の相手方に対し、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。</u></p>
<p>2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当</p>	<p>3 保護者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対</p>

新	旧
<p>該保護者の氏名及び住所並びに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</p>	<p>し、当該保護者の氏名及び住所並びに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</p>
<p>3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出を受けて青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない<u>役務提供契約（携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約をいう。）</u>を締結したときは、規則で定めるところにより、当該書面又は当該書面に記載された内容を記録した電磁的記録を保存しなければならない。</p>	<p>4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出を受けて青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない<u>携帯電話インターネット接続契約</u>を締結したときは、規則で定めるところにより、当該書面又は当該書面に記載された内容を記録した電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>）を保存しなければならない。</p>
<p>4 保護者は、<u>青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の申出を</u>するときは、<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、当該保護者の氏名及び住所並びに同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による書面の提出を受けて同項の<u>青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等を販売したときは、第3項の規定を準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>	<p>5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p>
<p>7 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。</p>	<p>6 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。</p>
<p>8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。</p>